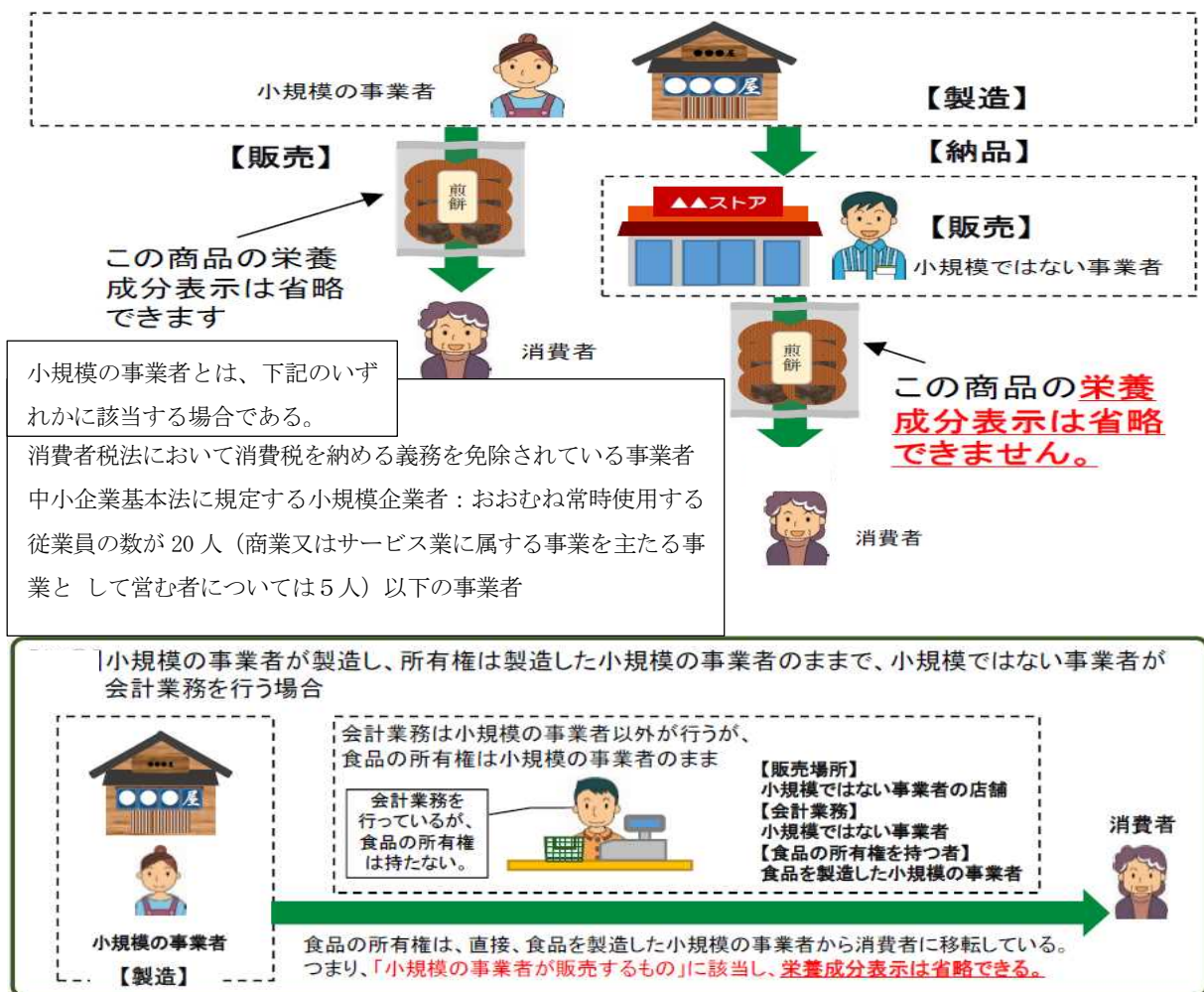


I 背景

食品表示法が施行され、令和2年4月1日から一般加工食品及び添加物（以下加工食品とする。）への栄養成分表示が義務づけられる。しかし、平成30年度とくしま政策研究センター委託の調査では、菓子製造業者等では表示の実施率は低く、表示の制度自体が浸透していないと推測された。また、78.5%が課題・問題点があると回答し、表示をかなりの菓子製造業者が負担に感じていた。一方で、表示の義務化により菓子製造業者は、経営面で先行きが見えない状況であった。必要とされる取組としては、自ら表示を行う際に参考になる資材や教材、経費の補助、表示制度や方法の研修会、保健所等での相談窓口の設置等があがった。具体的な対策としては、菓子製造業者自らが表示を行えるように、経費の負担が非常に少ない食品成分表を活用した熱量及び栄養素量の計算方法を研修会によって普及させることが効果的であると推測された。

食品表示法では栄養成分表示について次のように記載されている。小規模の事業者（食品製造業者）が販売する加工食品は、表示を省略することができる。ただし、小規模の事業者（食品製造業者）が製造した加工食品でも、スーパー等販売する事業者（食品販売業者）が小規模ではない場合、その加工食品を販売する時には表示が必要である。この場合、必ずしも食品製造業者（小規模の事業者）が表示をする必要はなく、スーパー等販売する事業者（食品販売業者）が表示をしてもよい。

しかし、販売する事業者（食品販売業者）における栄養成分表示の取組状況及び食品製造業者への支援状況に関して、現状は把握されていない。



II 目的

令和2年4月1日に全面施行される食品表示法では、小規模の事業者（食品製造業者）が製造した加工食品でもスーパー等販売する事業者（食品販売業者）が小規模ではない場合、その加工食品を販売する時には栄養成分表示が必要である。そのため、令和2年4月1日以降、小規模でないスーパー等販売する事業者（食品販売業者）において販売する加工食品は、原則として買い取りの場合、栄養成分表示のある商品でなければ販売できない。

そこで、食品販売業者のうちスーパーマーケットにおける栄養成分表示の義務化に向けての栄養成分表示の取組状況及び食品製造業者への支援状況についての現状や対応について明らかにすることを目的とする。

III 方法

対象：電話帳に記載されている徳島県内のスーパーマーケット

調査方法：各店舗又は本店を訪問し、質問票への回答を依頼した。同意したスーパーマーケットが郵送で研究者あてに郵送した。自記式。

調査期間：令和元年8月1日から令和元年10月11日まで

配布数：164 業者

回収状況：106 業者から回収（回収率 64.6%）。

分析数：おおむね常時勤務する従業員の数が6人以上のスーパーマーケットに絞って、93 業者を分析した。

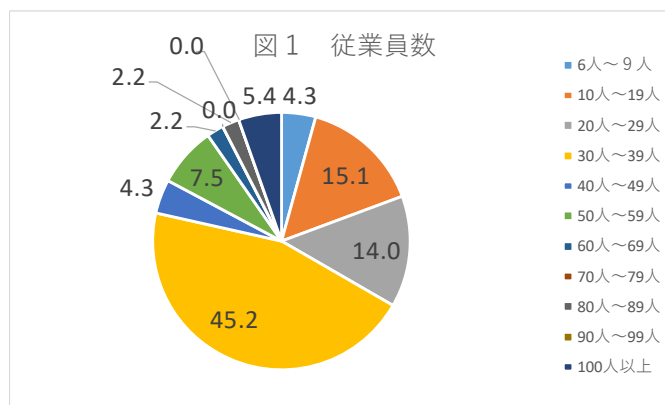
IV 結果

1. 基本属性

(1) 従業員数は、30人代が最も多く42事業所(45.2%)であった。

表1 従業員数

従業員数	業者数	割合 (%)
6人～9人	4	4.3
10人～19人	14	15.1
20人～29人	13	14.0
30人～39人	42	45.2
40人～49人	4	4.3
50人～59人	7	7.5
60人～69人	2	2.2
70人～79人	0	0.0
80人～89人	2	2.2
90人～99人	0	0.0
100人以上	5	5.4
総計	93	100.0



(2)肉・魚はすべての業者が販売していた。野菜は1業者以外が販売していた。

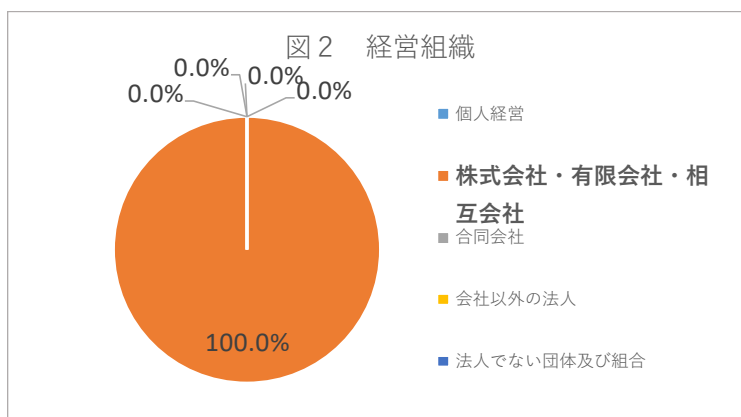
表2 販売している商品の状況

	業者数(割合(%))	
	販売	販売していない
生鮮食品(野菜)	92(98.9)	1(1.1)
生鮮食品(肉)	93(100.0)	0(0.0)
生鮮食品(魚)	93(100.0)	0(0.0)
日配品	93(100.0)	0(0.0)
総菜	93(100.0)	0(0.0)
お菓子	93(100.0)	0(0.0)
一般加工食品	92(98.9)	1(1.1)
米	93(100.0)	0(0.0)
酒	91(97.8)	2(2.2)
冷凍食品	93(100.0)	0(0.0)
日用雑貨	93(100.0)	0(0.0)

(3)経営組織はすべての業者が、株式会社・有限会社・相互会社のいずれかであった。

表3 経営組織

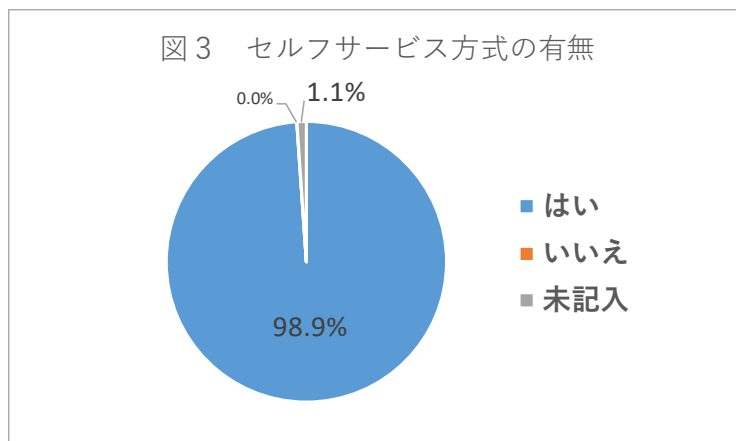
経営組織	業者数
個人経営	0
株式会社・有限会社・相互会社	93
合同会社	0
会社以外の法人	0
法人でない団体及び組合	0



(4)未記入の1業者以外は、セルフサービス方式であった。

表4 セルフサービス方式の有無

項目	業者数
はい	92
いいえ	0
未記入	1
総計	93



(5)85 業者 (91.4%) が、チェーン組織に加盟していなかった。

表5 チェーン組織への加盟の有無

項目	業者数
フランチャイズ・チェーンに加盟	0
ボランタリー・チェーンに加盟	7
加盟していない	85
未記入	1
総計	93

(6)60 業者 (64.5%) は、本部等に管理栄養士が在籍していた。

表6 管理栄養士の在籍の有無

項目	業者数
在籍している	60
在籍していない	32
未記入	1
総計	93

2. 栄養成分表示の義務化についての認知

(1)令和2年4月以降、食品販売業者が小規模でない場合、栄養成分表示を実施していない加工食品は、原則、販売できないことを10業者(10.8%)は、知らなかった。

表7 原則、販売できないことの認知

